

# 津市犯罪のない安全・安心なまちづくり

## 基本計画

平成25年度改定

津市



## 目 次

### 第1 計画の前提条件

1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけと構成	1
3 計画の見直し	1

### 第2 まちづくりの基本方針

1 策定までの経緯	2
(1) 防犯	2
(2) 消費者保護	3
2 基本方針	5
3 まちづくりへの参加主体	5
(1) 市	5
(2) 市民	5
(3) 地域活動団体	5
(4) 事業者	5

### 第3 対策

1 防犯	6
(1) 市の役割	6
① 意識の向上	6
② 環境の整備	6
③ 活動の実施	7
(2) 市民の役割	7
① 意識の向上	7
② 環境の整備	8
③ 活動の実施	8
(3) 地域活動団体の役割	8
① 意識の向上	8
② 環境の整備	9
③ 活動の実施	9
(4) 事業者の役割	10
① 意識の向上	10
② 環境の整備	10

③ 活動の実施	1 1
2 消費者保護	1 2
(1) 市の役割	1 2
① 意識の向上	1 2
② 環境の整備	1 2
③ 活動の実施	1 3
(2) 市民の役割	1 3
① 意識の向上	1 3
② 環境の整備	1 4
③ 活動の実施	1 4
(3) 地域活動団体の役割	1 5
① 意識の向上	1 5
② 環境の整備	1 5
③ 活動の実施	1 6
(4) 事業者の役割	1 6
① 意識の向上	1 6
② 環境の整備	1 6
③ 活動の実施	1 6

#### 第4 計画の推進体制

1 推進組織	1 8
2 庁内推進組織	1 8

#### 参考資料

津市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例	1 9
----------------------	-----

#### 資料編

1 犯罪・被害の状況	1
(1) 犯罪の状況	1
(2) 消費者被害の状況	6
2 犯罪・被害に対する意識	7

# 第1 計画の前提条件

## 1 計画の趣旨

この計画は、犯罪を防止するための基本的施策を定めるとともに、将来にわたって、市民が犯罪に遭わないで暮らすことができるよう、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための基本的事項を定めるものです。

## 2 計画の位置づけと構成

### (1) 位置づけ

① 犯罪に関する社会情勢を踏まえながら、「市」、「市民」、「地域活動団体」、「事業者」が一体となって、本市における犯罪のない安全で安心なまちづくり施策を総合的に推進するための計画を策定します。

なお、犯罪の発生件数、消費生活センターの相談件数、犯罪・被害に対する市民の意識についての資料を整理し「資料編」として巻末に付しています。

② 津市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例に基づき、津市総合計画の実現に向けた重要な取組のひとつとして、防犯対策の推進及び消費者の保護を目的に犯罪のない安全で安心なまちづくりを進める上での方向性を示します。

### (2) 構成

市民が、犯罪に遭わずに安全で安心な生活ができるよう、「市」の責務と「市民」、「地域活動団体」、「事業者」の行動指針を明らかにするとともに、安全で安心な地域社会を実現するための基本事項を定めています。

※1 市民とは、本市の区域内に居住する者及び本市に通勤・通学する者をいう。

※2 地域活動団体とは、自治会、ボランティア団体、民間非営利団体その他の地域活動団体をいう。

※3 事業者とは、本市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体（地域活動団体を除く。）をいう。

## 3 計画の見直し

この計画は、犯罪情勢等の社会状況に照らし、改定の必要が生じた場合には、所要の見直しを行うこととします。

## 第2 まちづくりの基本方針

### 1 策定までの経緯

#### (1) 防犯

犯罪のない安全で安心なまちづくりには、犯罪者の検挙、犯罪の解決はもちろんですが、犯罪を減らすために、犯罪を未然に防ぐ防犯の観点からさまざまな施策を実施していくことが重要です。

国（警察庁）は、平成14年に一般刑法犯認知件数が7年連続増加したのを受けて、平成15年8月に<sup>(※1)</sup>「緊急治安対策プログラム」を策定し、次いで、同年12月に「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定しました。

これらの中で、国民の自主的な活動の支援、社会環境の整備、各種犯罪対策等の治安回復のための施策が示されました。また、平成18年6月には、<sup>(※2)</sup>「子ども安全・安心加速化プラン」も決定され、子どもに対する犯罪への対策は国として取り組むべき課題であるということを明示しました。

三重県では、地域社会全体が連携して犯罪のない安全で安心なまちを実現するため、平成16年10月に<sup>(※3)</sup>「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」を施行し、条例に基づいて様々な事業を行っているところです。また、平成23年4月に「三重県暴力団排除条例」を施行し、県民の平穏な生活や健全な経済活動の発展に努めています。

このような中、三重県警察においても、警察官の増員等の措置を講じていますが、警察の対応だけでは増加する犯罪に対する防犯施策の十分な実施は難しくなってきています。

そこで、市は、市民、地域活動団体及び事業者に協力を求めながら、包括的で、かつきめ細かな防犯施策を実施し、防犯効果を上げていく必要があります。このことから、津市では、平成21年3月に「津市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例」を施行するとともに、犯罪を防止するための基本的施策と、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための基本事項を定める「津市犯罪のない安全・安心なまちづくり基本計画」を策定しました。

本計画に基づき、防犯のための環境整備や市民の防犯意識の向上を図るための啓発活動、また、防犯活動を積極的に行う自治会等への支援を行ってきました。また、平成23年4月に「津市暴力団排除条例」を施行し、暴力追放、暴力団排除に向けた取り組みを行っています。今後も、これらの活動・支援を継続し、より市民、市民活動団体及び事業者が防犯活動に取り組みやすい環境づくりを推進し、犯罪のな

い安全で安心なまちづくりをめざします。

- 
- ※1 緊急治安対策プログラムとは、平成 14 年の刑法犯認知件数が 7 年連続で戦後最多を記録したことを受け、街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策や組織犯罪対策と来日外国人犯罪対策等の推進を定めたもの。
  - ※2 子ども安全・安心加速化プランとは、地域の力で子どもを非行や犯罪被害から守る等の対策を定めたもの。
  - ※3 犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例とは、犯罪のない安全で安心なまちづくりを、行政、県民、事業者などが連携・協力して進めるため、学校、道路等における安全を確保するため定めたもの。

## (2) 消費者保護

国では、昭和 43 年に「消費者保護基本法」を制定し、これを柱として、消費生活関連法を整備してきました。平成 16 年 6 月には「消費者保護基本法」の抜本的な改正<sup>(※4)</sup>という形で「消費者基本法」を制定し、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間を対象とした「消費者基本計画」を策定しました。計画の最終年度には、消費者の利益を守るために消費者庁と消費者委員会が創設されたことを契機に平成 22 年 4 月に平成 26 年度までの 5 年間を対象とした新たな「消費者基本計画」を策定しています。消費生活関連法についても、これまでに頻繁に改正され、これらの法改正により、変化する社会経済情勢に柔軟に対応し、消費者利益が損なわれることがないように、消費者の権利擁護・利益増進、消費者の自立支援が推進されてきました。このような中、平成 24 年 12 月には「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、総合的かつ一体的に消費者教育を推進するため、国や地方公共団体の責務などが定められました。

三重県では、昭和 46 年に三重県消費生活センターを設立し、昭和 50 年 3 月には、「三重県民の明るい消費生活を推進する条例」を制定し、高度経済成長に伴って顕在化してきた消費者問題へ対応してきました。平成 7 年 12 月には、社会情勢に即した消費者行政を推進するため「三重県民の明るい消費生活を推進する条例」を全面的に見直し<sup>(※5)</sup>、「三重県消費生活条例」を制定しています。その後も、急速な変化を見せる社会情勢や消費者問題に対処すべく改正を行っています。

津市においては、平成 19 年 1 月に津市消費生活センターを設置し、消費生活に関する相談、情報の収集・提供、啓発活動等を行うとともに、相談員による出前講座を実施し、消費生活に関する情報を提供しています。



しかし、近年の消費者トラブルの内容の多様化・複雑化等により、相談対応も慎重かつ丁寧に行わなければならず、専門研修の受講等により相談員の資質の向上を図ることにより消費生活センターの体制の強化・充実を図っています。今後も、急激な変化を見せる社会経済情勢に対応すべく、消費者被害の未然防止、救済及び消費者の自立支援を基本的な考え方として、市、市民、地域活動団体及び事業者が更なる連携の強化に努め、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

---

- ※4 消費者基本法とは、近年における経済の仕組みの変化や規制緩和が進む中で、消費者トラブルが急増し、企業の不祥事が相次いで発生したことを受け、消費者の権利擁護、消費者被害救済のための支援体制を整備する目的で定めたもの。
- ※5 三重県消費生活条例とは、消費者を取り巻く行政課題に対し、迅速かつ適切に対応するため、事業者規制及び消費者への支援規定を整備する目的で定めたもの。

## **2 基本方針**

市、市民、地域活動団体及び事業者がそれぞれの役割分担のもと協働して市民の防犯意識や生活安全意識を高め犯罪や被害の起こりにくい環境づくりを進め、犯罪の防止と被害の減少に努めます。

## **3 まちづくりへの参加主体**

### **(1) 市**

市は、市民等がそれぞれの役割を果たせるよう、その能力を活かし、犯罪のない安全で安心な地域社会を実現するために必要な諸施策を実施します。

### **(2) 市民**

市民は、地域における連帶意識を高めるとともに、相互に協力して、犯罪のない安全で安心なまちづくりのための自主的な活動を推進するとともに、防犯対策等の知識に関心をもち、自らの安全の確保に努めます。

また、市および地域活動団体が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

### **(3) 地域活動団体**

地域活動団体は、地域における連帶意識を高めるとともに、相互に協力して、犯罪のない安全で安心なまちづくりのため自主的な活動を推進するとともに、防犯対策等の知識について地域住民の関心が高まるよう、地域活動に対する市民の理解の促進に努めます。

また、市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

### **(4) 事業者**

事業者は、地域の一員として、相互に協力して、犯罪のない安全で安心なまちづくりのための自主的な活動を推進するものとします。

市、市民、地域活動団体及び事業者は、それぞれが所有または管理する土地、建物及び工作物を防犯面に配慮し適正に管理するものとします。

## 第3 対策

### 1 防犯

#### (1) 市の役割

##### ① 意識の向上

市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、市民一人ひとりが防犯意識を持つことが重要です。そのため、市は、県や防犯活動団体等関係機関と連携しながら防犯と暴力追放に関する情報の収集に努め、広報津や市のホームページ、ポスター等様々な媒体を活用し、広く市民等に周知します。

市民等が多く集まるまつりや各種イベントをはじめ、街頭、公共施設、商業施設などにおいては、チラシや啓発物品等を配布し、防犯と暴力追放意識の啓発活動を積極的に行うとともに、警察や防犯活動団体と連携し、犯罪被害の未然防止を図ります。

また、防犯については、特に子どもや高齢者等の弱者に、暴力追放については、特に事業者に対する啓発を行っていきます。特に還付金詐欺など新たな手口の振り込め詐欺等については、高齢者が被害に遭う事例が多いことから、警察・防犯協会と連携し、啓発を行います（資料編＜表1－3＞参照）。

このようなことを通じて、市民、地域活動団体、事業者への防犯意識の向上や積極的な防犯活動への参加を促進します。

##### ② 環境の整備

市は、住宅、道路、公園、駐車場等の日常生活のあらゆる場面で、防犯に配慮した犯罪の起こりにくいまちづくりを行うとともに、犯罪を企てる者の行動を阻止するべく、警察等の専門機関とも連携して防犯環境を整備していきます。

犯罪は薄暗い道路等で起こりやすいとされています。このため、市は自治会等が設置する防犯灯に対し継続的に補助金の交付を行うことで防犯灯整備を支援していきます。また、集落と集落の間の通学路においては、集落間防犯灯を整備し夜間の通学路の安全確保に努めます。

市の施設のうち、公共自転車等駐車場においては、防犯に配慮した施設整備や管理運営に努めるとともに、公園等の公共施設を新たに整備するときには、できる限り死角をつくらないよう施設を配置するとともに、樹木のせん定や伐採（伐倒）などの維持管理を適正に行います。

また、犯罪被害の未然防止、犯罪の予防を目的に、今後市内においても、公

共の場所に向けられた防犯カメラが設置されることが予想されるため、市民等のプライバシーを保護するため、県や警察等と連携しながら防犯カメラの設置利用のガイドラインの作成に取り組んでいきます。

### ③ 活動の実施

市は、まちの安全を守るため市内的一部の地域で実施されている青色回転灯を装備した車両による防犯パトロールへの支援を行うとともに、市の公用車に防犯ステッカーを貼付して地域を走行することで子どもの安全を見守ります。

また、学校及び地域における安全確保への取組を継続的にサポートする<sup>(※1)</sup>「津市の学校・通学路安全サポーター」事業を推進します。

子どもの通学路においては、小中学校とともに定期的に点検を行って危険箇所を特定するとともに、その改善に努めます。

さらに、過去に学校内で子どもが犯罪の標的とされるような事件が起こっていることから、子どもの安全確保のため定期的な避難経路の確認や訓練を行うことが求められます。特に、教職員が緊急時に速やかな対応が実施できる技術を身につけるよう努めます。

---

※1 津市の学校・通学路安全サポーターとは、通学路等の防犯パトロールの実施や防犯グッズの提供等を行い学校及び地域における子供の安全確保の取組みをサポートする市内に所在地を置く団体・企業をいう。平成18年4月から実施し平成25年3月31日現在55団体が登録されている。

## (2) 市民の役割

### ① 意識の向上

最近では、地域における人間関係が希薄になりつつあることから、近隣同士が無関心になってきています。このことが犯罪を行いやすい状況をつくるとともに、犯罪が起きても周囲に助けを求めることができない状況をつくりだすなど、悪循環となっています。

こうした状況を改善するためには、市民一人ひとりが地域活動に参加し、相互に信頼関係を築いていく必要があります。地域活動への参加が、自己啓発を促し防犯意識の向上につながります。

市民には、防犯意識を高めていく上で「自分たちの安全は自分たちで守る」という意識を日頃から持ち続け、防犯に対するさまざまな視点を持って日常生活を送ることが求められます。市民は、これらの個人でできる防犯対策によっても被害を防ぐことは十分に可能であることを認識することが大切です。

## ② 環境の整備

犯罪は、住民の目があれば起こりにくいとされています。日常生活の中で、自然に住民の目が行き届くことが必要であり、住民同士の立ち話や散歩等の日常的な行動も大切なしきみの一つです。このように、市民には、自然な形で連携できる環境づくりを推進していくことが望まれます。

また、個人でできる取組を行うことが地域の防犯環境づくりの第一歩となるため、市民においては、住宅の窓ガラスの強化や二重錠、センサーライト等の防犯設備の設置を積極的に行うことが望されます。

さらに、個々の住宅や団地等の防犯対策や適正な維持管理は、犯罪を企てる者にとっては、動機を奪われるものであり、一定の犯罪抑制効果が期待できるこ<sup>ト</sup>から、住民の理解のもと取り組むことが望れます。

## ③ 活動の実施

地域の安全を守るためにには、市民の協力が不可欠です。特に子どもを犯罪の危険から守るために、児童生徒の登下校時の見守りや集団登下校における街頭指導等を行い通学路の安全を確保すること、また、学校をはじめとした地域社会の防犯体制に対する協力等を行うことは、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための重要な防犯活動です。

## (3) 地域活動団体の役割

### ① 意識の向上

地域のコミュニケーションが薄れている中では、お互いに顔の見えるコミュニケーションを促進することが非常に重要なこととなってきます。地域活動団体が、あいさつ運動を積極的に行うなど地域内の連携やコミュニケーションを促進し、回覧板や電話・電子メールの連絡網の活用によって防犯情報等の速やかな伝達を行うことは、犯罪を未然に防ぐ基礎づくりとなります。

これとともに、市や警察、防犯活動団体等の関係機関が行う事業に参加協力することで、防犯意識を高めていくことが望されます。

暴力追放の活動としては、暴力団が威力を誇示し、または資金源とするような活動を地域から排除するよう自治会等が市や警察等と連携して対策を講じることが望されます。

## ② 環境の整備

自分たちの地域は自分たちで守っていけるよう、地域内で協力し合って犯罪の起こりにくいまちづくりを積極的に推進することが望まれます。地域をよく知る住民が、地域住民だからこそ察知できる危険箇所を特定することが大切です。このことから地域の子どもが中心となり地域住民とともに地域防犯マップを作成して、そのマップをもとに危険箇所の改善策を検討するなどの取り組みが望まれます。こうした活動により、地域内での問題を共有する連帯感が生まれ、地域住民の活動への参加が促されるだけでなく、地域内での危険箇所に対する認識を深め、自治会において防犯灯を設置するなど地域における防犯のまちづくりをさらに推進することができます。

また、自治会やPTA等の地域活動団体には、防犯ボランティア等の各種団体と相互に連携し、お互いの活動に協力し合うことが必要であり、そこには身近で起きた信頼性のある犯罪情報などをタイムリーに伝達できる連絡網の整備など、地域における防犯環境の改善を図ることが求められます。

## ③ 活動の実施

昨今、若い子どもを狙った犯罪が多発しています。このような状況の中で、地域内での犯罪を未然に防止するために、児童生徒の登下校時には、自治会や老人会、PTA等の地域活動団体による自主的な防犯パトロール、青色回転灯装置車両による防犯パトロールが行われています。さらに、津市青少年センターでは、センター相談員が行うセンター街頭指導、センター相談員と自治会や学校その他の団体から推薦された青少年育成指導員が行う中央街頭指導を実施し、通学路や大店舗等を巡回し青少年への声かけとともに犯罪の抑止力となる活動を行っています。また、市内20地区で組織する青少年育成組織でも地区ごとに街頭指導を実施するなど安全安心なまちづくりを進めています。



また、防犯ブザーと通報装置等の役割を併せ持つ子ども緊急通報装置が三重県警察により設置されています。路上での万一の時のために、これらの設備の所在を確認し、地域住民と情報を共有しておくことも重要です。<sup>(※1)</sup>

こうした安全なまちづくりに取り組む姿勢は、地域における防犯にとどまることなく、学校における安全、さらには、市全体の安全を考える際にも大切な役

割を果たします。

犯罪のない安全で安心なまちづくりには、地域ぐるみの活動こそが効果的であり、そのことが地域活性化につながります。

※1 子ども緊急通報装置とは、児童の連れ去り被害の防止など子どもの安全確保のためのもので、事件や事故に巻き込まれそうになったときに直ちに映像と音声で警察署に通報することができるもの。市内では、三重大学附属小学校周辺に7基設置されている。

#### (4) 事業者の役割

##### ① 意識の向上

事業者は、地域の一員であるという認識を持ち、市や警察、防犯団体等の関係機関から発信される情報等を積極的に活用し、従業員に対して、防犯について学習できる機会を設けるなどの意識啓発を行うことや関係機関の行う防犯に関する事業に参加協力することが望されます。

また事業者は、その事業が暴力団を利すこととならないようにするとともに、暴力団排除に関する施策に協力することが望されます。

##### ② 環境の整備

事業者の活動拠点である事業所においては、夜間や休日に無人となることが多いことから、地域やその住民と協力して日頃から事業所の土地・建物の安全点検を行い、防犯面に配慮した環境整備に努めることが求められます。また事業者が防犯カメラの活用により事業活動における防犯対策を講じることが、地域の安全安心に繋がると期待されます。



さらに、事業者はその従業員が通勤する際、または事業活動として住宅を訪問する際には、防犯パトロールを兼ねることができる強く認識し、従業員がこれらの活動の中で得た防犯情報を速やかに、防犯団体へ提供するような体制づくりに取り組むことが求められます。

また、事業者が新たな事業所を計画・建設する際にも、犯罪の起きにくい環境・空間づくりを考慮し、事業所の整備を行っていくことが必要です。

また、<sup>(※1)</sup>「子どもSOSの家」については、現在3,594件登録（平成24年度末）され、今後とも市民に身近なコンビニエンスストア等の協力が期待されます。

---

※1 子ども SOS の家とは、子どもたちが道路、公園、広場などで、痴漢や付きまとい行為などの被害を受けそうになったり、身の危険を感じたりしたときに助けを求めることができる緊急の避難所をいう。なお、この事業は、平成 10 年 2 月から実施され、市の補助を受けて津市青少年育成市民会議が実施している。

### ③ 活動の実施

事業所間において防犯情報を交換し合い、共有することで新たな犯罪を防止することが可能となることから、防犯協会などを通じて事業所間における防犯情報を共有できるネットワークを構築することが望まれます。

事業所においても地域と協力して犯罪を未然に防止するため、地域の防犯活動に積極的に協力し、防犯意識の啓発活動を行うことが求められます。

また、通学路等の防犯パトロールの実施や子どもの緊急避難場所の提供等を行う「津市の学校・通学路安全サポーター」としての活動が期待されます。

なお、振り込め詐欺等は、金融機関の ATM（現金自動預金支払機）の利用により被害が発生していることから、平成 19 年 3 月に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が制定され、振込み金額の制限や、窓口での本人確認が行われるようになりました。金融機関の対応による被害防止の成果が出ていることから、今後、更に金融機関による適切な対応が期待されます。

## **2 消費者保護**

### **(1) 市の役割**

#### **① 意識の向上**

全国的に消費生活センターにおける消費生活相談は、減少傾向にあります。相談内容を見ると、一層多様化・複雑化しており、相談者が理解し、納得するまでに時間を要する相談は多くなっています。

津市消費生活センターにおいては、頻発している消費者被害に対して、消費生活チラシの配布及びポスター掲示による啓発、または消費生活センターからの消費生活情報を発信し、消費者に生活安全意識の向上を促します。

それとともに、消費者個人では解決が難しい場合に、相談・助言・情報提供を行う消費生活センターの役割は重要であり、市民からの消費生活に関わる相談を行うほか、地域からの要請により、消費生活出前講座を開催しています。またトラブルに遭った時に自ら事業者と交渉し、解決に導ける能力を持った「正しく判断できる消費者」の育成を図る必要があります。

広報津や市のホームページ等の広報媒体を活用し、消費生活センターの周知に努めるとともに、消費生活に関する情報提供を行うほか、消費者トラブルの内容が多様化・複雑化していることから、消費生活相談員の質の向上を図っています。

また、現在では消費生活の形態が多種多様となり、パソコンや携帯電話を介した商品やサービスの取引が可能となっていることから、その使用者である低い年齢層の消費者がトラブルに遭う事例が増えています。このことから、在学中の児童・生徒に対して授業の一環として、消費生活に対する意識やトラブルの実態を周知するよう努めます。

#### **② 環境の整備**

消費者保護環境の整備については、何よりもまず消費者の生命・身体、財産の安全が確保される必要があります。しかしながら、これらの安全が確保されたとしても、不適正な事業者活動により、消費者被害が発生することもあります。商品・サービスの安全・安心を確保するのは事業者の責任ですが、国等が定める法令等による事前規制のほかに、消費者が被害に遭うことがないよう、事業者に対して法令遵守経営を促すような施策が必要です。

さらに、消費者トラブルの被害者等に対する情報提供及び相談等の事後に関する体制についても充実させなければなりません。このため、市が設置した消費

生活センターの相談体制を強化していきます。特に市内の関係団体とより緊密に連携し、効果的で的確な情報提供を行うことで、早期の解決に導いていかなければなりません。

また、「正しく判断できる消費者」を育成するために、市民が生涯を通じて消費者教育を受けられる機会を設けることも必要であり、学校等において、社会へ出る前に消費者トラブルに関する消費者教育や金銭感覚を身に付けられる<sup>(※1)</sup>金融教育等を体系的に学習できる機会を提供します。そうすることで、実際に被害に遭いそうになったときに、自らの能力で円滑にトラブルを避けることに役立てるすることができます。

---

※ 1 金融教育とは、金融やその背景となる経済についての基礎知識を高め、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚し、自立した個人として合理的に意思決定する能力を身につけられるよう行う教育や訓練をいう。

### ③ 活動の実施

消費生活センターに寄せられた相談から、新たな消費者トラブルの事例が発生した場合には、事例研究を行った上で対応を検討し、増加傾向にある事例に対しては、啓発活動を実施していくことで消費者被害を救済していく必要があります。それと同時に、市内のさまざまな団体と連携し、消費者月間等における街頭啓発を行い、より多くの市民に情報提供を行い、消費生活における意識の向上を図ることが必要です。そして、関係各課で横断的な連携体制を構築していくことで、より適切な相談窓口への円滑な誘導を実施します。

さらに、消費者トラブルの当事者が低年齢層にも拡大していることから、児童・生徒に対して学校教育システムの中で消費生活、消費者トラブルの実態、トラブルに遭ったときの対応方法や金融教育等の学習機会を提供できるような取組を行います。また、各種団体の学習機会を利用した消費者トラブルに関する講座の開講に努めます。

これらの市民や地域のニーズを敏感に行政に反映させ、安全で安心して暮らせるまちづくりに総合的に取り組んでいきます。

## (2) 市民の役割

### ① 意識の向上

消費者は、事業者がチラシやダイレクトメール（DM）等を用いて行う宣伝の中から真に必要なものだけを選択し、有害であると思われるものは排除できる判断力を身につけなければなりません。

昨今の高度情報化社会の中では、さまざまな情報があふれ、パソコンや携帯電話を用いて、ネットワーク上でも取引<sup>(※2)</sup>（電子商取引）ができるようになっています。これに伴い、ワンクリック詐欺や電子商取引に関するトラブルが増えています。市民には、これらの情報の中から必要な情報のみを選択し、取得することが望ましいと言えます。また、勧誘メールがきっかけとなる被害に遭わないとために、加入する携帯電話会社やインターネットプロバイダが紹介している迷惑メール防止策を活用することも必要です。

そして、自分が得た知識・情報等は自分だけのものとせず、知人や地域の仲間など、一人でも多くの人と共有できる環境をつくることで、市民一人ひとりの生活安全意識を変えていくことが必要です。

また、消費者被害やトラブルを未然に防ぐために、講習会への参加等により、日常の消費生活に関心を持ち知識を深めるとともに生活の中にこの知識を活かすことで、自主的に防衛することが求められています。

---

※1 ダイレクトメール（DM）とは、事業者が行う宣伝活動の一種で、消費者に直接ハガキ等を送付する広告形態。

※2 電子商取引とは、パソコン機器等を利用して、インターネットのネットワーク上で行う契約等の取引形態。一般にインターネットショッピング等をいう。

## ② 環境の整備

近隣住民とのコミュニケーションは、消費者被害を未然に防いだり、被害の広がりを阻止したりと消費者の自立には欠かせないものです。そのためには、住民同士が互いに支援しあい、相談しあえる環境づくりやネットワークの充実を図っていく必要があります。

また、消費生活の中で、事業者との取引が不適正に行われていることに気づいた場合には、早期に消費生活センターへ相談及び情報提供をしていくことで、市場における事業者活動の適正化が図られることとなります。

## ③ 活動の実施

消費者被害に対応していくために、被害内容をより正確に認識し、個人の判断力を向上させなければなりません。そのためには、講習会へ参加すること等で、正しい知識を得て適切な対応を身につけていくことが必要です。

近年、消費者被害は、在宅時間の比較的長い高齢者を中心に広がっている傾向が見られます。このような中で、市民一人ひとりが、新聞・テレビ等から得る事件・事故のニュース情報を他人事と思わず、自分自身の問題として捉え、日頃

から意識することが必要です。特に高齢者に接する機会の多い民生委員やボランティアにおいては、消費者問題の研修に積極的に参加し、地域全体での見守り活動を充実していくことが重要です。

消費者トラブルの発見は、早期であればあるほど被害を最小限にすることができ、また、解決までの時間も短くて済みます。早期解決のためには、いち早く消費生活センターや専門機関へ相談することが重要です。

また、日常生活の中で得た情報を消費生活センターや地域へ提供することで、広報津などにより広く市民へフィードバックすることができ、被害・トラブルの防止などに繋がっていくことも期待できます。

### (3) 地域活動団体の役割

#### ① 意識の向上

昨今、核家族・独居老人・一人暮らし世帯が増加しています。

このような現状において、消費生活に関する被害を未然に防ぐためには、地域内の住民同士の連携をより一層強化していくことも大切です。そして、地域内で発生したトラブルを個人の問題とせず、地域全体の問題と捉える意識を持つことで、トラブルによる被害の拡大を防止することにもつながります。そのためには、日頃から地域住民が集まって情報交換する等の関係の構築が必要となります。

また、市や関係機関から提供されたり、地域内で発生したさまざまな消費者被害情報を回覧板等で住民へ周知することで、被害の未然防止に努めていかなければなりません。

#### ② 環境の整備

地域内の消費者被害に遭いやすい年齢層の住民については、暮らしの中の変化に気づきやすい身近な人との繋がりを大切にしていくことでトラブルの未然防止が図れます。特に今後も続く高齢社会の中で、地域住民がより安全で安心な消費生活を送るためには、地域ぐるみで定期的な見守りや声かけなどの支援を行い、また老人会やPTAなどの活動の場においても消費者トラブルについての注意喚起を継続的に行うなど、地域の連携をより強化していく必要があります。

また、消費者トラブルの実例を地域全体の問題として捉えることで、地域内への迅速な周知が可能となり、被害を最小限に食い止める等の早急な対策が行えます。

### **③ 活動の実施**

各自治会単位や地域単位での講習会等の開催、または関係団体が実施する講習会へ参加することで、トラブルへの正しい対処法等を習得していく必要があります。

また、地域住民より寄せられた情報を、消費生活センター等へ提供することが、被害の拡大防止などに繋がっていきます。その他、各種団体が取り組んでいる啓発活動へ積極的に参加していくことも必要です。

### **(4) 事業者の役割**

#### **① 意識の向上**

事業者による商品・サービスの提供は、消費生活の基盤となります。しかしながら、消費者被害が頻発するなかで、事業者の安全・安心に対する取組に対して、消費者の関心は大きくなっています。

このことを踏まえ、事業者は、誰にでも分かりやすい表示を行うほか、消費者の年齢や特性にも十分に配慮した安全で安心な商品・サービスの提供に努めていくことが必要です。

#### **② 環境の整備**

事業者は、消費者へ提供している商品・サービスについて、品質管理体制を整え、常に安全性を確保する責任があります。そして、市場において、事業者と消費者との間には情報の質や量、または交渉力等に格差が存在することを念頭に、消費者が対等な立場で取引できるよう、情報を提供するなど適正な事業を行う必要があり、事業者は消費者の特性に配慮し、消費者に分かりやすい情報提供を行い、消費者の満足度を向上させるよう努めることが求められます。

さらに、事業者は従業員に対してもその責務を明確に理解させることで、適正な営業活動を促進するよう努めることが求められます。

### **③ 活動の実施**

現代社会においては、消費者ニーズは量から質へとシフトしています。事業者はこのような消費者ニーズに応えるため、提供する商品・サービスについて、高い品質を確保しつつ、安全性の高いものを提供しなければなりません。そして、これらの商品・サービスに対する消費者の特性を十分に配慮しつつ、丁寧での的確な情報提供を行う必要があります。

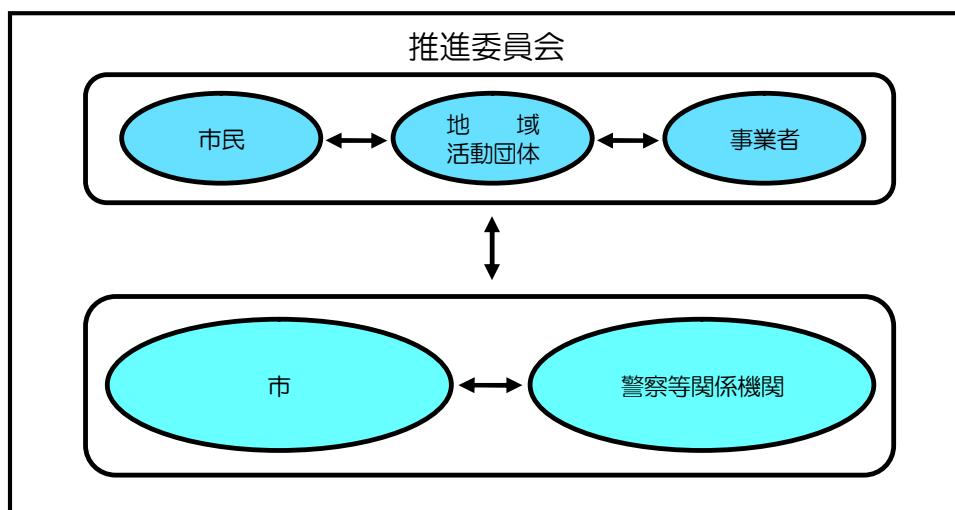
また、事業者は、その従業員も含めて地域の一員であるという認識のもとに、各種団体が実施する消費生活に関する啓発活動に積極的に参加していくことが必要です。

## 第4 計画の推進体制

### 1 推進組織

本計画によるまちづくりを推進するため、市及び警察等関係機関の連携のもと市民、地域活動団体、事業者の協力を得ながら「津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会」でそれぞれが協働して、本計画の円滑な推進を図ります。

また、「津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会」において、犯罪情勢等の社会状況に照らし、本計画の見直しの必要を判断した場合には、所要の見直しを行うこととします。



### 2 庁内推進組織

本計画によるまちづくりに関する施策を実施するため、関係部局で組織する「津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進会議」で府内連携体制を強化し、各施策等の円滑な推進を図ります。

# 津市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例

平成 21 年 3 月 30 日公布

## (目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり（以下「安全・安心なまちづくり」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに本市の責務並びに市民、地域活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）の行動指針を明らかにすることにより、市民等の防犯及び生活安全に対する意識の高揚を図り、もって安全で安心な地域社会を実現することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 地域活動団体 自治会、ボランティア団体、民間非営利団体その他の地域で活動する団体をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体（地域活動団体を除く。）をいう。

## (基本理念)

第3条 安全・安心なまちづくりの推進は、本市、市民等がその能力を生かし、それぞれの役割を果たしつつ、相互に助け合い、協働して行うとともに、自立の精神に支えられた良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動を育むことにより行うものとする。

## (本市の責務)

第4条 本市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全で安心な地域社会を実現するために必要な諸施策を総合的に実施するものとする。

## (市民の行動指針)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、地域における連帶意識を高めるとともに、相互に協力して、安全・安心なまちづくりについての自主的な地域活動を行うよう努めるものとする。

- 2 市民は、安全・安心なまちづくりに必要な知識を習得するよう努めるとともに、自らの安全の確保に努めるものとする。
- 3 市民は、安全で安心な地域社会を実現するため、本市が実施する施策及び地域活動団体の活動に協力するよう努めるものとする。

## (地域活動団体の行動指針)

第6条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、地域社会における連帶意識を高めるとともに、相互に協力して、安全・安心なまちづくりについての自主的な活動を推進するよう努めるものとする。

2 地域活動団体は、安全・安心なまちづくりに必要な知識を習得するよう努めるとともに、地域活動団体の行う安全・安心なまちづくりのための活動への市民及び事業者の参加の促進に努めるものとする。

3 地域活動団体は、安全で安心な地域社会を実現するため、本市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の行動指針)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、安全・安心なまちづくりについての自主的な活動を推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、安全・安心なまちづくりに必要な知識を習得するよう努めるとともに、従業員に対する意識啓発に努めるものとする。

3 事業者は、安全で安心な地域社会を実現するため、本市が実施する施策及び地域活動団体の活動に協力するよう努めるものとする。

(委員会の設置等)

第8条 安全・安心なまちづくりの推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 津市犯罪のない安全・安心なまちづくり基本計画に関する事項
- (2) 安全・安心なまちづくりの推進に関する事項

(組織)

第9条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第11条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

- 第12条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
  - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 4 委員会の庶務は、市民部において処理する。
  - 5 第8条から前項までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(委任)

- 第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



# 資料編

《平成25年度》



## 1 犯罪・被害の状況

### (1) 犯罪の状況

津市の平成 24 年の刑法犯の総認知件数は、3,702 件で、その内訳としては、凶  
悪犯 9 件、<sup>(※1)</sup> 粗暴犯 83 件、<sup>(※2)</sup> 窃盗犯 2,792 件、<sup>(※3)</sup> 知能犯 189 件、<sup>(※4)</sup> 風俗犯 12 件、<sup>(※5)</sup> その他の  
刑法犯 617 件という状況であり、1 日当たり約 10 件発生している状況となっていま  
す。

平成 20 年 (4,288 件) 以降、発生件数は減少傾向となっており、特に全体の約 7  
割に当たる窃盗犯において発生件数が減少しています。

※1 凶悪犯とは、殺人、強盗、放火、強姦の犯罪をいう。

※2 粗暴犯とは、凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝の犯罪をいう。

※3 知能犯とは、詐欺、横領、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する犯罪をいう。

※4 風俗犯とは、賭博、わいせつの犯罪をいう。

※5 その他の刑法犯とは、公務執行妨害、住居侵入、逮捕・監禁、器物損壊、占有離脱物横領等上記に掲げる  
もの以外の刑法犯をいう。

<表 1-1> 犯罪の発生状況（津市）

（単位：件）

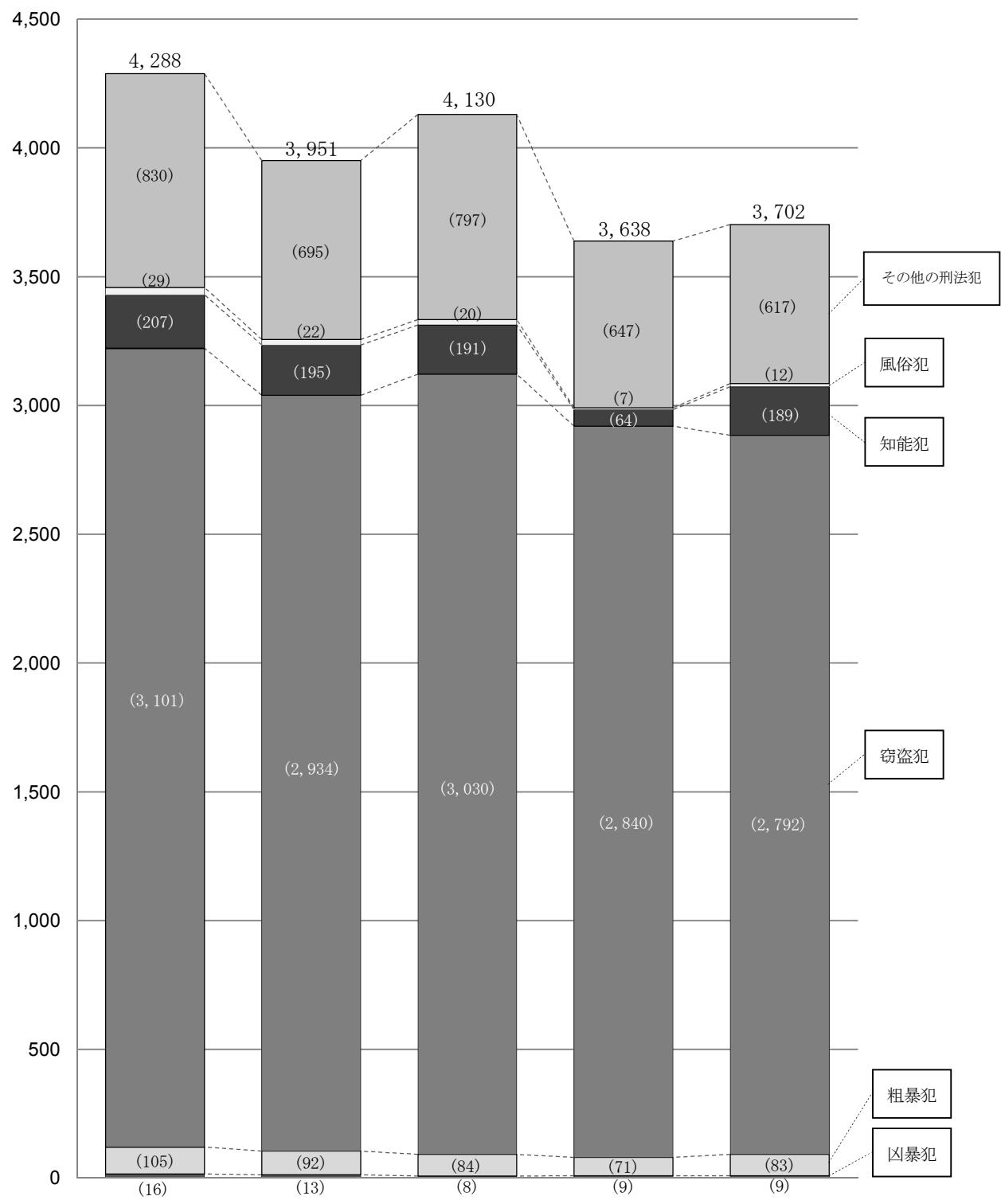
	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
凶 悪 犯	16	13	8	9	9
粗 暴 犯	105	92	84	71	83
窃 盗 犯	3,101	2,934	3,030	2,840	2,792
知 能 犯	207	195	191	64	189
風 俗 犯	29	22	20	7	12
その他の刑法犯	830	695	797	647	617
計	4,288	3,951	4,130	3,638	3,702

（資料：三重県警察本部）



<図1-1> 犯罪の発生状況（津市）

(件)



(資料：三重県警察本部)

<sup>(※6)</sup> 来日外国人の刑法犯・特別法犯の発生件数については、平成21年以降大幅に減少しており、平成24年の発生件数は71件（市全体の約2%）となっています。理由としては、防犯対策の普及とともに、リーマンショック、東日本大震災の影響で、津市においても外国人住民数が減少したことが考えられます。

※6 来日外国人とは、我が国にいる外国人から定住居住者（永住者等）、在日米軍関係者及び在留資格不明の者を除いたものをいう。

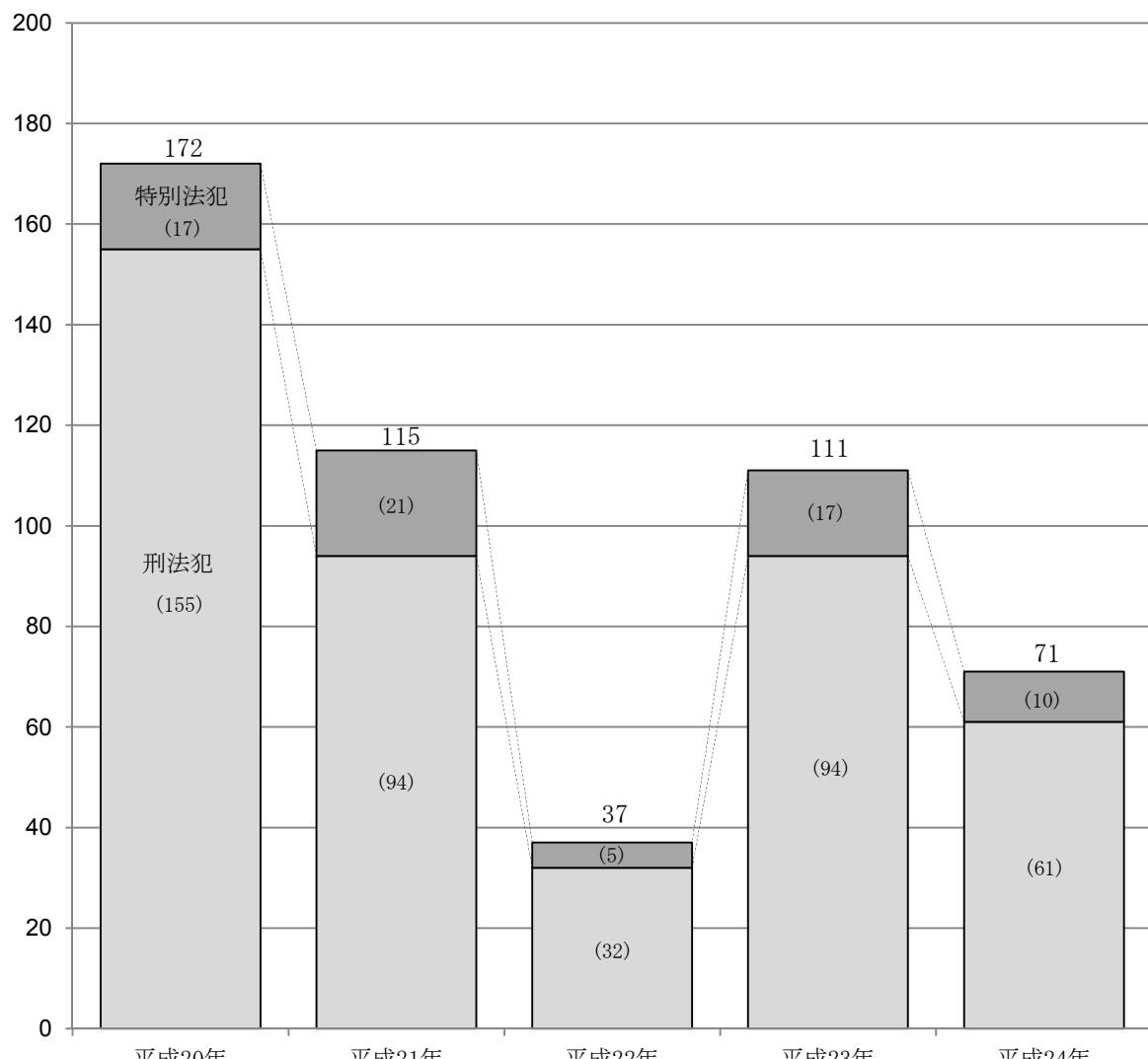
※7 特別法犯とは、出入国管理法違反、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反等の犯罪をいう。

<表1-2> 来日外国人による犯罪発生状況（津市）(単位：件)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
刑法犯	155	94	32	94	61
特別法犯	17	21	5	17	10
計	172	115	37	111	71

(資料：三重県警察本部)

(件) <図1-2> 来日外国人による犯罪発生状況（津市）



(資料：三重県警察本部)

全国的に振り込め詐欺等の増加に歯止めが効かない中、津市における振り込め詐欺等の発生件数は、警察などによるATM周辺での声掛けなどにより平成21年以降、大幅に減少しています。しかしながら、その被害額を見てみると、平成24年は5千万円を超え、手口は年々巧妙かつ多様化しており、今後新たな手口による被害の増加が懸念されます。

<表1-3> 振り込め詐欺等の発生状況

(単位:件、千円)

	平成20年		平成21年		平成22年	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
振り込め詐欺 <sup>(※8)</sup>	57	60,876	11	2,843	6	2,575
オレオレ詐欺 <sup>(※9)</sup>	6	9,270	3	0	4	1,880
架空請求詐欺 <sup>(※10)</sup>	18	25,545	5	2,155	2	695
融資保証金詐欺 <sup>(※11)</sup>	19	12,705	3	688	0	0
還付金等詐欺 <sup>(※12)</sup>	14	13,356	0	0	0	0
インターネットオークション利用詐欺 <sup>(※13)</sup>	12	1,258	6	324	3	144
計	69	62,134	17	3,167	9	2,719
>		平成23年		平成24年		
振り込め詐欺	件数	被害額	件数	被害額		
	8	5,066	7	50,935		
オレオレ詐欺	3	3,980	1	980		
架空請求詐欺	3	325	2	2,518		
融資保証金詐欺	1	263	1	45,221		
還付金等詐欺	1	498	3	2,216		
インターネットオークション利用詐欺	2	31	0	0		
計	10	5,097	7	50,935		

(資料:三重県警察本部)

※8 振り込め詐欺とは、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺等の総称をいう。

※9 オレオレ詐欺とは、電話で、親族、警察官、弁護士等を装い、示談金等の名目で現金を騙し取る詐欺をいう。

※10 架空請求詐欺とは、郵便、インターネット等を利用して、不特定多数の人に、債権取立てのハガキ等を送付し、現金を騙し取る詐欺をいう。

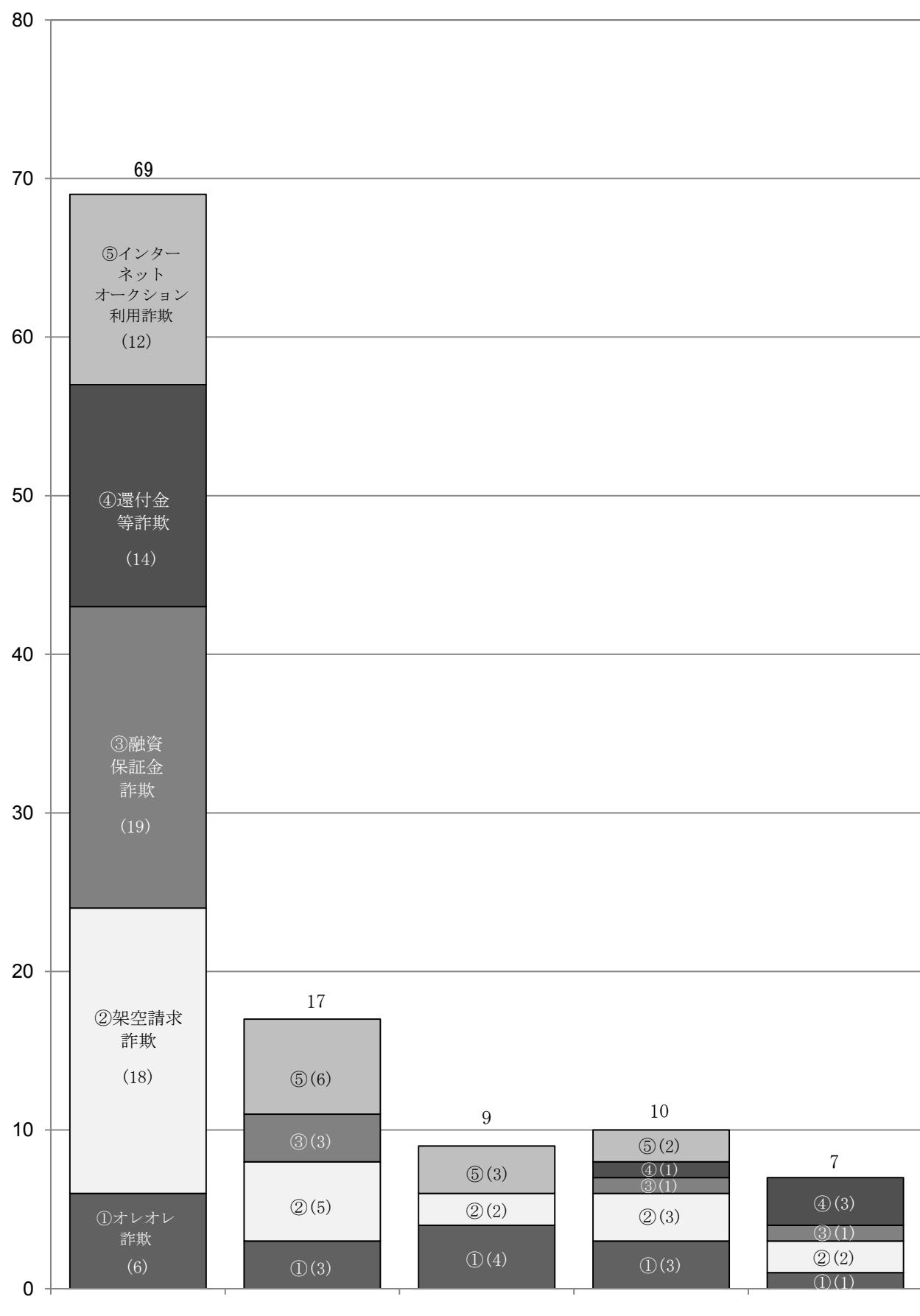
※11 融資保証金詐欺とは、実際には融資をしないのに、融資を案内し、申込者に対して、保証金等の名目で現金を騙し取る詐欺をいう。

※12 還付金詐欺とは、電話で、県職員や社会保険事務所の職員等を装い、税金や医療費の還付金があると偽り、携帯電話を利用してキャッシュコーナーでの操作を誘導し、現金を騙し取る詐欺をいう。

※13 インターネットオークション利用詐欺とは、インターネット等を介したオークションサイトに出品していると装い、落札者が代金を振り込んでも商品の引渡しをせず、現金を騙し取る詐欺をいう。

(件)

&lt;図1-3&gt; 振り込め詐欺等の発生件数（津市）



(資料：三重県警察本部)

## (2) 消費者被害の状況

津市では平成19年1月に津市消費生活センターを設置し、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を受け付け、相談内容に応じ問題解決のための助言や各種情報の提供を行っています。

津市消費生活センターと三重県消費生活センターで受け付けた津市民からの相談件数の合計は、平成20年度以降、若干減少傾向にあります。特に、利殖になることを強調して投資や出資を勧誘する利殖商法など消費者を狙った新しい手口の悪質商法が次々に出ており、身近な消費者相談窓口の重要性が認識されています。

<表1-4> 消費生活センター相談件数

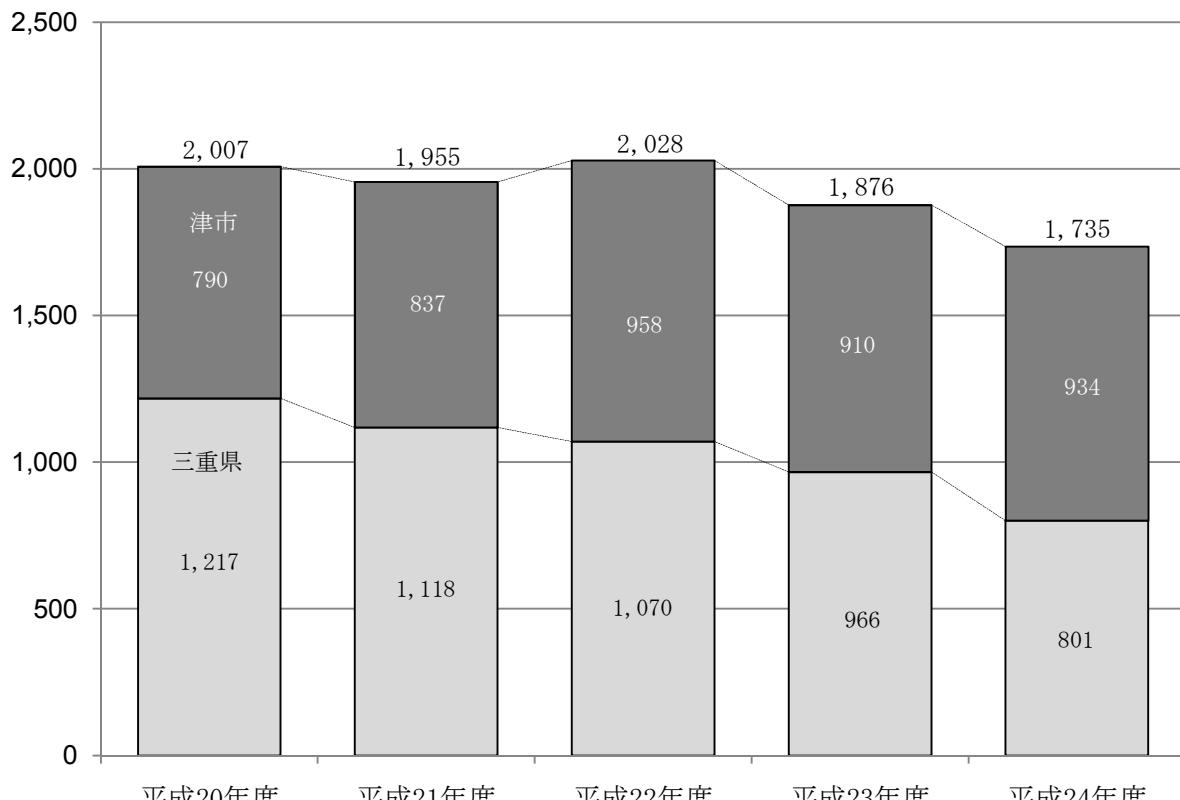
(単位：件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
三重県	1,217	1,118	1,070	966	801
津市	790	837	958	910	934
計	2,007	1,955	2,028	1,876	1,735

(資料：三重県環境生活部、市市民交流課)

(件)

<図1-4> 消費生活センター相談件数

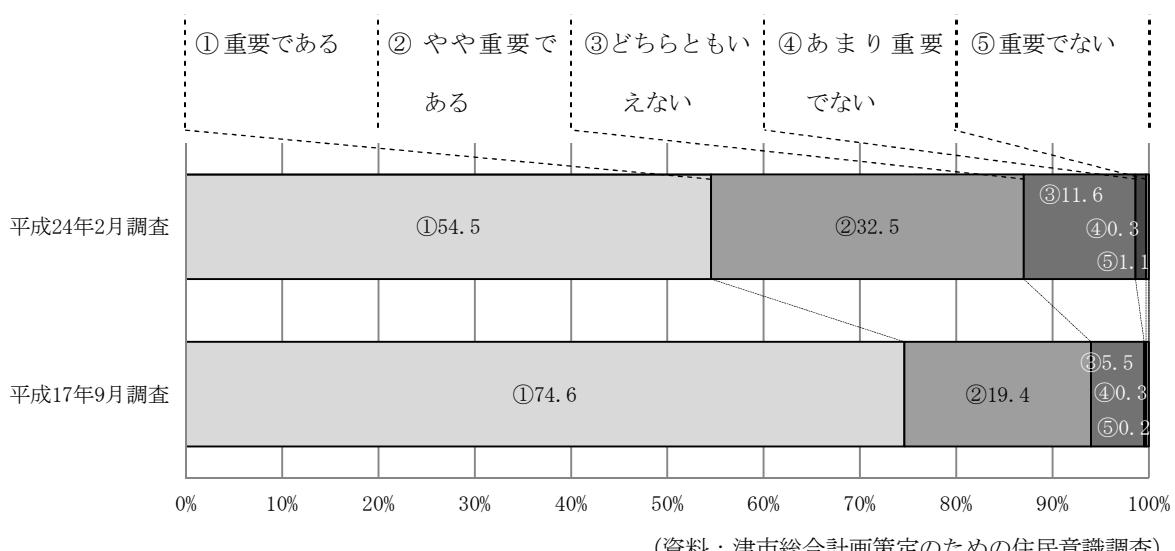


(資料：三重県環境生活部、市市民交流課)

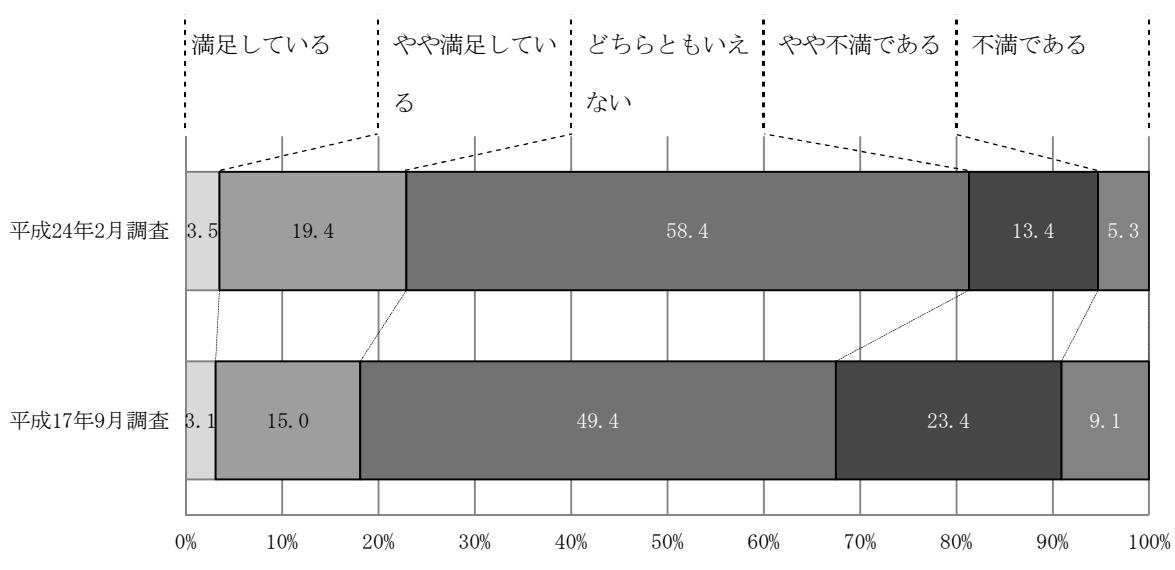
## 2 犯罪・被害に対する意識

平成 24 年 2 月に津市総合計画後期基本計画策定のための住民意識調査を実施しましたが、その調査結果によると、防犯対策の推進（重要度）については、「重要である」、「やや重要である」が合わせて 87.0%で全市的に重要性は高いと認識されています。防犯対策の推進（満足度）では、22.9%の市民が「満足している」、または「やや満足している」と感じ、18.7%の市民が「やや不満である」、「不満である」と感じています。また、平成 17 年 9 月に実施した前回調査と比較してみると、「満足している」、「やや満足している」の割合は 4.8 ポイント上昇し、「やや不満である」、「不満である」の割合は 13.8 ポイント減少しています。

<図 2-1> 防犯対策の推進（重要度）

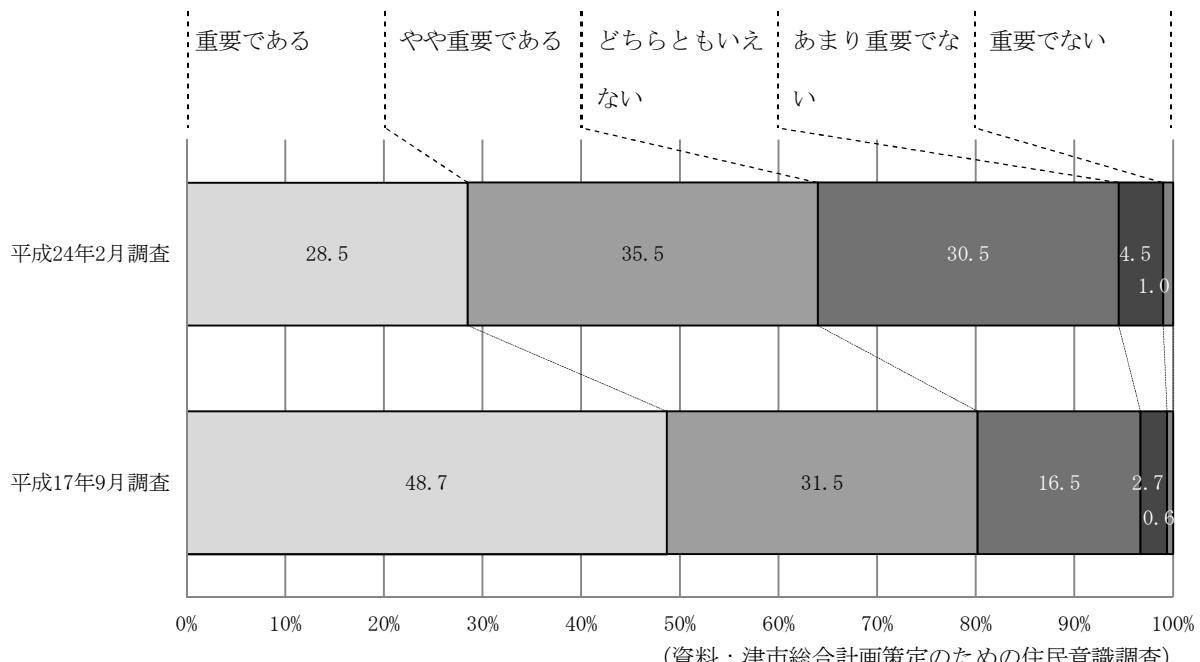


<図 2-2> 防犯対策の推進（満足度）

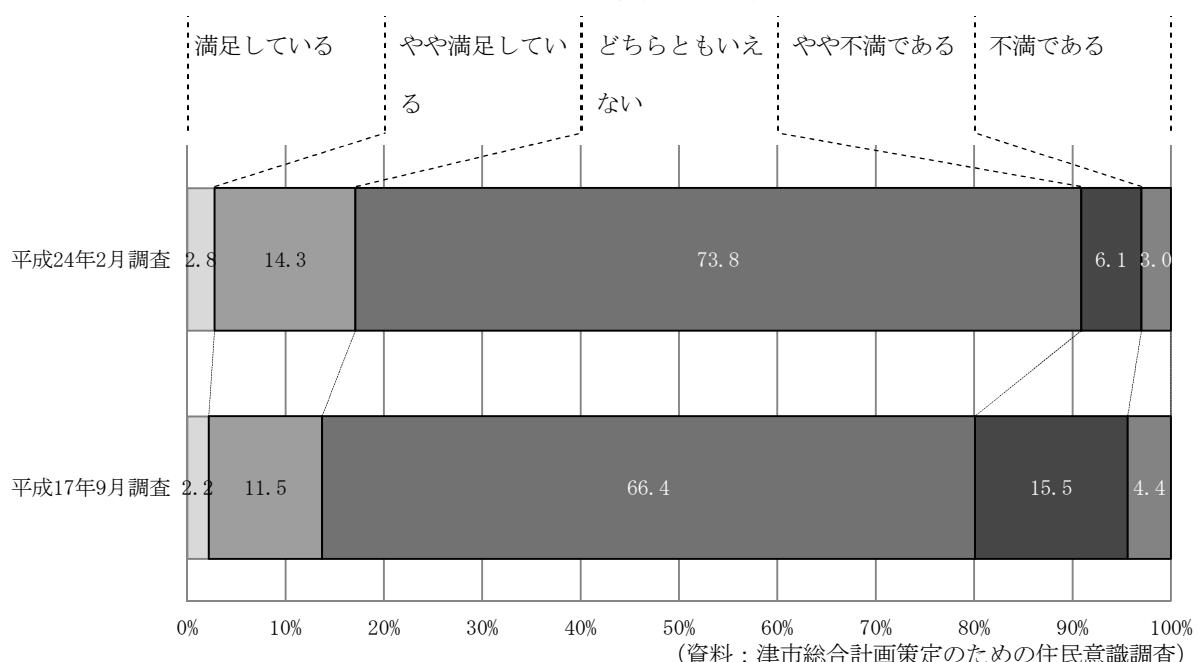


消費者の保護（重要度）については、「重要である」、「やや重要である」が合わせて 64.0%で、防犯対策の推進に比べると低いものの、重要性は高く認識されており、消費者の保護（満足度）では、17.1%の市民が「満足している」、「やや満足している」と感じ、9.1%の市民が「やや不満である」、「不満である」と感じています。前回調査と比較してみると、「満足している」、「やや満足している」の割合は 3.4 ポイント上昇し、「やや不満である」、「不満である」の割合は 10.8 ポイント減少しています。

<図 2-3> 消費者の保護（重要度）



<図 2-4> 消費者の保護（満足度）



## 【参考】

内閣府が、平成 24 年 7 月に実施した「治安に関する特別世論調査」によると、日本は治安がよく、安全で安心して暮らせる国かどうかについては、「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」の割合が 59.7%、「そう思わない」及び「どちらかといえばそう思わない」の割合が 39.4%となっていて、平成 18 年 12 月の前回調査に比べ、「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」の割合が上昇し、「そう思わない」及び「どちらかといえばそう思わない」の割合は減少しています。

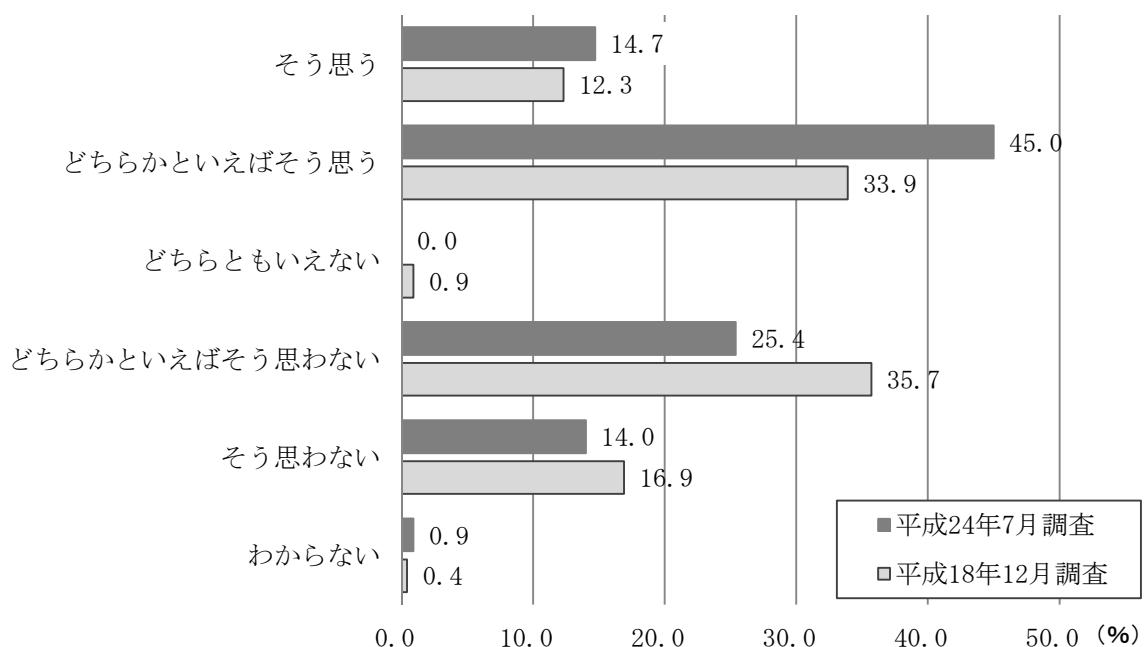
また、ここ 10 年で日本の治安はよくなつたかどうかについては、「よくなつたと思う」及び「どちらかといえばよくなつたと思う」とする割合が 15.8%と増えた一方で、「悪くなつたと思う」及び「どちらかといえば悪くなつたと思う」の割合が 81.2%となっており、最近の治安が悪くなつたと感じている割合が、前回（平成 18 年）と同様に高い数値を示しています。

同調査によると、治安が悪くなつた原因については、「景気が悪くなつたから」が大きく増え、逆に「来日外国人による犯罪が増えたから」が急激に減少しています。前回調査でも高い数値であった、「地域社会の連帯意識が希薄となつたから」、「様々な情報が氾濫し、それが容易に手に入るようになったから」、「青少年の教育が不十分だから」、「国民の模範意識が低下したから」などにおいては、依然として高い数値となっています。

また、自分や身近な人が犯罪に遭うかもしれないと不安を感じる場所については、概ね前回の調査と同様に、「繁華街」、「路上」、「インターネット空間」、「公園」の割合が高く、「繁華街」や「駅」「電車・バス・飛行機などの乗り物の中」の割合が前回調査より高くなっています。

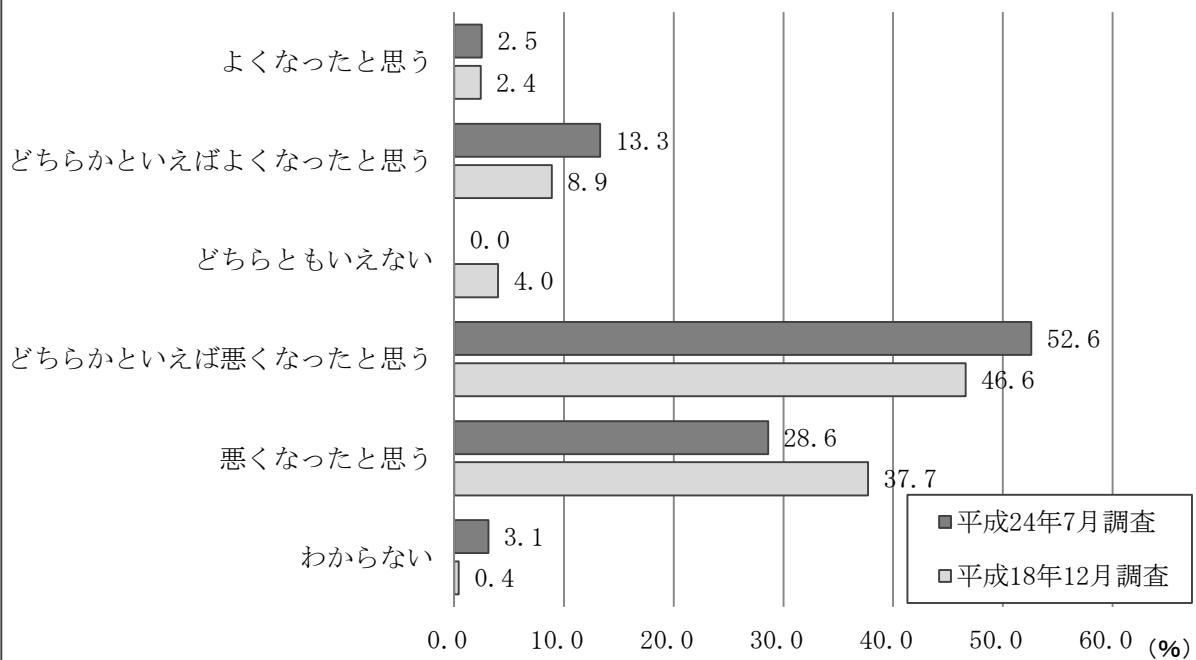
さらに、自分や身近な人が犯罪に遭うかもしれないと不安を感じる犯罪については、前回調査と同様に、「空き巣などの住宅などに侵入して物を盗む犯罪」を挙げた割合が最も高く、「すり、ひったくりなどの携行品を盗む犯罪」、「暴行、傷害などの粗暴な犯罪」、「飲酒運転による交通事故、ひき逃げなどの悪質・危険な交通法規違反」、「振り込め詐欺や悪徳商法などの詐欺」の順となっています。

<図3-1> 日本は安全・安心な国か



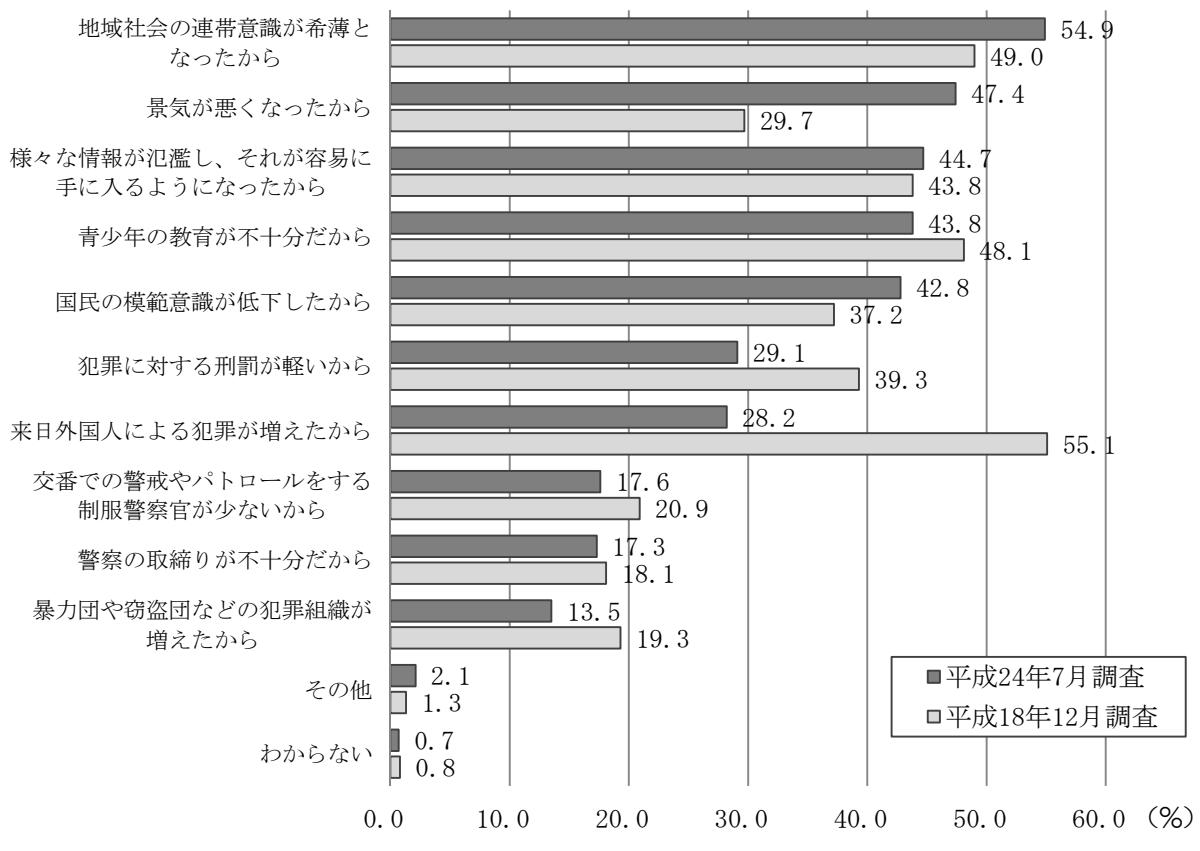
(内閣府大臣官房政府広報室「治安に関する特別世論調査」より)

<図3-2> 最近の治安に関する認識  
(ここ10年で日本の治安はよくなつたか)



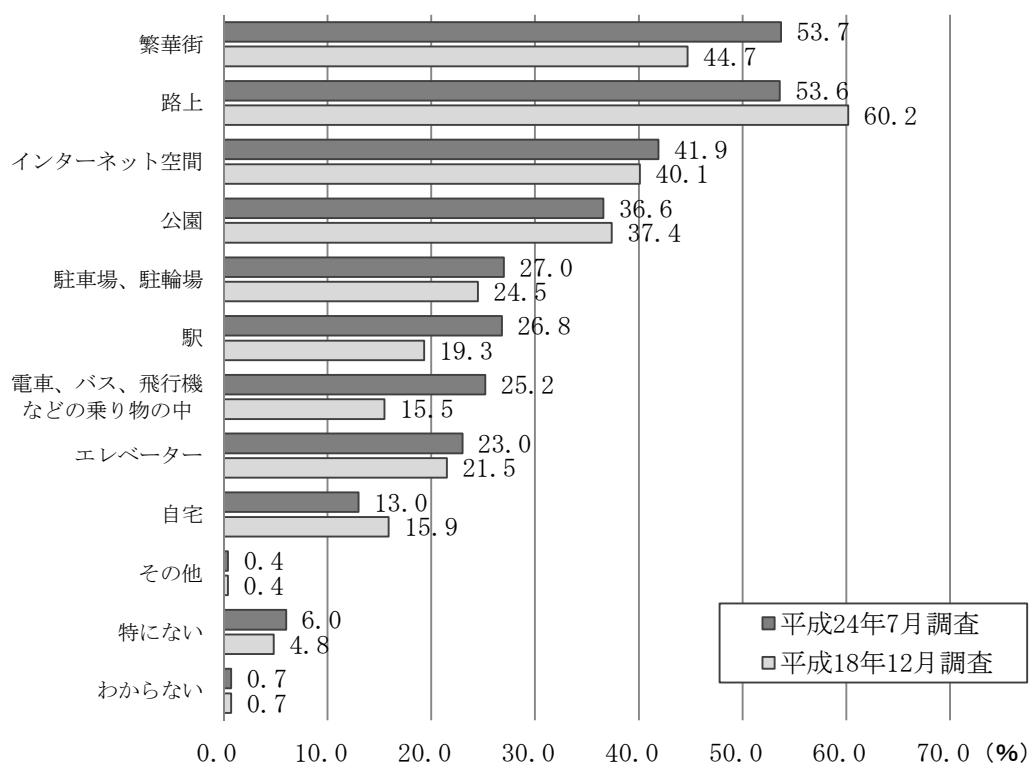
(内閣府大臣官房政府広報室「治安に関する特別世論調査」より)

<図3-3> 治安が悪くなったと思う原因



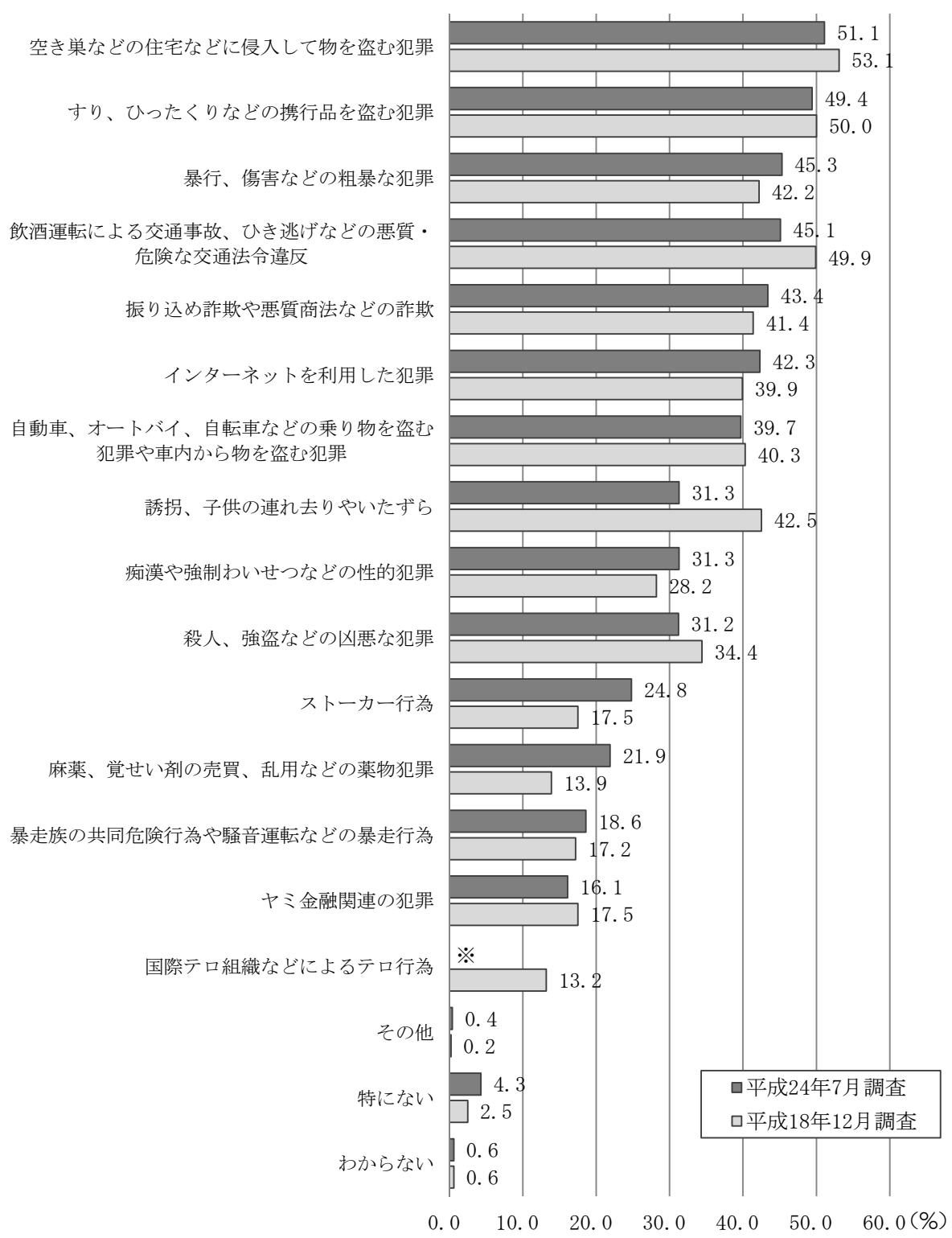
(内閣府大臣官房政府広報室「治安に関する特別世論調査」より)

<図3-4> 不安を感じる場所



(内閣府大臣官房政府広報室「治安に関する特別世論調査」より)

<図3-5> 不安を感じる犯罪



※平成24年に調査をしていない項目

(内閣府大臣官房政府広報室「治安に関する特別世論調査」より)



津市犯罪のない安全・安心なまちづくり基本計画

(平成25年度改定)

平成25年12月

発行 津市市民部市民交流課

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

電話 059-229-3252

FAX 059-227-8070

E-mail 229-3252@city.tsu.lg.jp